

(別紙)

平成 19 年 2 月 28 日

厚生労働省

健康局生活衛生課 御中

日本給水用防錆剤協会
会長 那須 徹男

「建築物環境衛生維持管理要領」見直しでの要望

建築物環境衛生維持管理要領の

第二 給水の管理

4 防錆剤の使用上の留意点

の見直しに関し下記事項の追加記載をご検討の程お願い申し上げます。

記

- 1) 使用する防錆剤の品質は、平成 18 年 4 月 15 日付 健衛発 0415001 号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知で示した防錆剤の品質規格の基準に適合したものとする。
- 2) 防錆剤の注入方法は、液状の防錆剤をポンプにより給水量に応じて注入する方法又は給水配管途中にバイパスを設け、固体状の防錆剤を自然溶解させて給水量に応じて注入する方法によること。
- 3) 取扱う防錆剤は、防錆剤について十分な知識及び技能を有する給水用防錆剤販売管理者が在籍し、品質規格適合品の証紙（ラベル）を貼付している防錆剤を扱っている販売店経由の品物を使用すること。

以上

添付資料

1. 建築物における衛生的環境の維持管理について
(別添) 建築物環境衛生維持管理要領
2. 貯水槽の水張り終了後に行う水質検査等に関する留意事項について
2 防錆剤の使用方法等について
3.
 - ・給水用の防錆剤の品質検査について
 - ・給水用防錆剤の適用範囲等について

資料 1

建築物における衛生的環境の維持管理について

（昭和58年3月18日 環企第28号
各都道府県知事、政令市市長殿
厚生省環境衛生局長通知）
(最終改正：平成13年4月27日健発第511号)

(別添)

建築物環境衛生維持管理要領

第2 給水の管理

- 1 貯水槽の清掃（略）
- 2 貯水槽等給水に関する設備の点検及び補修等（略）
- 3 給水系統配管の維持管理

4 防錆剤の使用上の留意点

- (1) 防錆剤の注入装置は、濃度を安定して維持できる性能を有するもので、かつ、水質の汚染をきたさない材質のものを使用すること。また、運転状況及び性能を定期的に点検し、必要に応じ、整備、補修等を行うこと。
- (2) 給水栓における水に含まれる防錆剤の含有率（以下「防錆剤の濃度」という。）が昭和58年3月18日付け環企第27号厚生省環境衛生局長通知（昭和59年8月27日改正）で示した基準に適合しているかどうか判断するため、定常時においては2月以内ごとに1回防錆剤の濃度を検査すること。また注入初期においては7日以内ごとに1回検査すること。
その方法は、社団法人日本水道協会の「上水試験方法」又はこれと同程度以上の精度を有する方法によること。
- (3) 給水用の防錆剤の使用について十分な知識及び技能を有する防錆剤管理に係る責任者（以下「防錆剤管理責任者」という。）を選任すること。防錆剤管理責任者は、防錆剤の注入及び管理に関する一切の業務を行うものであること。
- (4) 防錆剤の使用を開始した日から1月以内に、使用開始年月日、当該特定建築物の名称及び所在場所、使用する防錆剤の種類、防錆剤管理責任者の氏名及び住所を当該特定建築物の所在場所を管轄する保健所長を経由して都道府県知事又は政令市長に届け出ること。
また、使用する防錆剤の種類又は防錆剤管理責任者に関する届出事項を変更したときは、その日から1月以内にその旨同様に届け出ること。
- (5) 施行規則第20条の帳簿書類には、防錆剤の濃度の検査に関しては、採水の日時及び場所、検査日時、検査結果、検査の実施者及び方法等を、注入装置に関しては、点検、整備、補修等を実施した年月日、実施者名、作業内容等をそれぞれ記載すること。

資料 2

貯水槽の水張り終了後に行う水質検査等に関する留意事項について

健衛発第0415001号

平成15年4月15日

各(都道府県
政令市
特別区)衛生主管部(局)長殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

中央管理方式の空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準(昭和57年11月16日厚生省告示第194号)については、平成15年3月25日厚生労働省告示第119号により、その題名及び規定内容の全部が改正され、空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準(以下「改正後の告示」という。)として新たに定められたところであるが、改正後の告示第2の1の1の(4)に規定する貯水槽の水張り終了後に行う水質検査及び第2の2の4に規定する防錆剤の使用方法等に係る留意事項について、今般、下記のとおり定めたので、関係者に対する周知につき御配慮をお願いする。

なお、「特定建築物における給水用防錆剤の使用基準等に関する留意事項について」(昭和59年8月27日付け衛企第94号厚生省生活衛生局企画課長通知)は廃止する。

また、「中央管理方式の空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準(告示)に規定する別に定める基準について」(昭和58年3月18日付け環企第27号厚生省環境衛生局長通知)については、平成15年4月1日の改正後の告知の施行をもって既にその効力を失っていることを念のため申し添える。

記

1 貯水槽の水張り終了後に行う水質検査について

2 防錆剤の使用方法等について

改正後の告示第2の2の4に規定する防錆剤の使用方法等に係る留意事項は次のとおりとする。

(1) 防錆剤の注入方法は、液状の防錆剤をポンプにより給水量に応じて注入する方法又は給水配管途中にバイパスを設け、固体状の防錆剤を自然溶解させて給水量に応じて注入する方法によること。

(2) 給水栓における水に含まれる防錆剤の含有率は、赤水等を防止し得る最低濃度とし、定常時においては、リン酸塩を主成分とするものにあっては五酸化リン(P_2O_5)として $5mg/l$ 、ケイ酸塩を主成分とするものにあっては二酸化ケイ素(SiO_2)として $5mg/l$ 、両者の混合物を主成分とするものにあっては五酸化リン及び二酸化ケイ素の合計として $5mg/l$ を超えてはならないこと。

また、注入初期においては、いずれの場合も $15mg/l$ を超えてはならないこと。

(3) 防錆剤の品質規格は次のとおりとすること。

種類 項目	1種		2種		3種	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号
主成分	リン酸塩 (五酸化リン(P_2O_5)) として	51%以上かつ表示値士1%以内	11%以上かつ表示値士0.5%以内			両成分を合計して51%以上かつ表示値士1%以内
	ケイ酸塩 (二酸化ケイ素(SiO_2)) として			62%以上かつ表示値士1%以内	13%以上かつ表示値士0.5%以内	
外観及び性状	無色、白色又はわずかに着色した固体状のもの	無色透明の液体	無色又はわずかに着色した固体状のもの	1種2号に同じ	1種1号に同じ	1種2号に同じ
主成分以外の金属等	ヒ素 カドミウム 鉛 水銀 不溶分	2mg/kg以下 2mg/kg以下 15mg/kg以下 0.2mg/kg以下 0.05%以下	固形換算して1種1号に同じ	1種1号に同じ	固形換算して1種1号に同じ	固形換算して1種1号に同じ

資料 3

給水用の防錆剤の品質検査について

昭和59年8月27日事務連絡

各都道府県・政令市衛生主管部（局）建築物環境衛生担当課あて
厚生省生活衛生局企画課

特定建築物における給水用の防錆剤の使用基準等については、昭和59年8月27日衛企第93号生活衛生局長通知（以下「局長通知」という。）をもって示されたところであるが、防錆剤の製造販売業者で構成する給水保全協議会が、品質検査を行って局長通知に定める品質規格に適合する場合には、同協議会の名において「給水用防錆剤品質規格適合品」の表示を行うこととしている。防錆剤の使用に当たっては、前記の表示が行われているものを使用することが望ましいので、その旨関係者に周知を図られたい。

給水用防錆剤の適用範囲等について

事務連絡

昭和61年9月30日

各都道府県・政令市衛生主管部（局）
建築物環境衛生担当課 殿
厚生省生活衛生局企画課

給水防錆剤の製造・販売者で構成する日本給水用防錆剤協会（旧称給水保全協議会）は、今般自主的に販売の適正を記する目的で、給水用防錆剤の適用範囲を別添のとおり定めるとともに、給水用防錆剤販売店登録制度を設け、今年度中に登録を開始することとしているので、関係者に周知を図られたい。

(別添)

日本給水用防錆剤協会による給水用防錆剤の適用範囲

- (1) 給水栓から採取した水の色度が5度を超える場合でその原因が鉄等である場合
- (2) 給水栓から採取した水の鉄が $0.3\text{mg}/\ell$ を超える場合
- (3) 早朝あるいは休日明け等の開栓直後に赤水が認められ、短期間のうちに赤水領域に達すると判断される場合（注）但しこの場合初期注入は行わず当初より定常注入濃度範囲（ $5\text{mg}/\ell$ 以下）の注入を行うことを原則とする。